

**令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する
技術的事項検討会議（第2回）
議事録**

1. 日時：令和6年5月27日（月）13:00-15:00

2. 場所：WEB会議

3. 出席者：

委員（◎座長）

肴倉 宏史 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域
(試験評価・適正管理研究室) 室長（研究）

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院
工学研究科都市環境工学専攻 教授

◎寺園 淳 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域
上級主席研究員

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

事務局 株式会社 Ahmy

日本鉱業協会 鉛亜鉛需要開発センター 山本 伸之

4. 議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）廃鉛蓄電池等の国内・国外における処理等の状況について

（2）廃鉛蓄電池の輸出先での処理に係る技術的検討事項について

3. 閉会

5. 配布資料

資料1 廃鉛蓄電池等の国内・国外における処理等の状況について（日本鉱業協会）

参考資料1 令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会
議（第1回）議事録

6. 議事概要

1. 開会

2つ目の議題である「廃鉛蓄電池の輸出先での処理に係る技術的検討事項について」に関して、特定企業の詳細な処分技術に関する内容等が含まれる議題となっているため、環境

省より非公開で議論することを提案し、寺園座長より委員の先生方にお伺いいただいた。全ての委員の先生方より異議無しと回答いただいたため、非公開にて開催した部分の議事概要を、個別の企業の情報には配慮した形で当該議事録にて公開する取扱いとすることとした上で、2つ目の議題は非公開で議論されることが決定した。

2. 議事

(1) 廃鉛蓄電池等の国内・国外における処理等の状況について（公開部分）

日本鉱業協会鉛亜鉛需要開発センターの山本伸之氏より資料1の説明。

委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：ご質問のある方がいればご発言いただきたい。

鈴木委員：鉛くずの輸出量が2020年以前と比べて2023年に10倍になっているということと、前回のバーゼル法規制で廃鉛蓄電池の輸出が2019年以降に停止したということとの因果関係について触れられていた。2019年から2023年にかけては、規制開始から若干のタイムギャップがあると思うが、コロナ禍の影響と理解しているのか。

山本（鉱業協会）：もちろんコロナの影響はあったと思う。因果関係が必ずしも明確ではないが、タイムギャップについては、2021年、2022年もそれなりに輸出量は増加しており、バーゼル法規制に対する移行期間とコロナの影響が重なったということで、ある程度説明ができるのではと考える。

高岡委員：十分な量を輸出できるほど、廃鉛蓄電池に由来する鉛くずが、日本国内に存在すると考えていいのか。加えて、鉛くずの他にも粗鉛等が、コロナ禍の間に日本国内にたまり、十分な量が海外に輸出されていると理解してよいのか。

山本（鉱業協会）：私たちの理解では、従来から輸出されていた物は、資料1の3枚目の右上の写真にあるような、鉛管くずや鉛板くずといった、どちらかというと金属に近いような素材と考えている。これらの発生量は、非常に限られていると考えている。

高岡委員：同感である。

山本（鉱業協会）：よって、急激に輸出量が増えているのは、やはり廃鉛蓄電池を解体したくず、つまり、3枚目の真ん中の写真にある巣鉛や、巣鉛をさらに破碎したものになると考える。今までも、廃鉛蓄電池自体は国内に存在しており、既存の鉛精練会社はこれらを原料として使用していたが、違法性があると疑われる事業者が廃鉛蓄電池を購入し、不適正ヤードで解体をして、素鉛を取り出し輸出するというような例が、この数年の間に急増してきたのではと推測している。

高岡委員：承知した。鉛蓄電池由来であれば、年20,000トン程の輸出量が発生する可能性はあると理解した。また、日本の財務省の通関統計では、マレーシアやインド、カンボジアに多く輸出しているということで、例えば国際的な貿易統計である

UN Comtrade では輸入国側がどのコードで受け取っているかの確認ができると思うが、確認はしていないか。

山本（鉛業協会）：日本鉛業協会としては確認していない。

高岡委員：承知した。次に、韓国の環境問題の事例ではヒ素が問題になったが、これは廃鉛蓄電池のリサイクル由来のスラグからヒ素が出てきて問題になったのかどうか、詳細をご説明いただきたい。

山本（鉛業協会）：鉛さい（スラグ）を埋め立て、そこから法定基準以上にヒ素が検出された事例であると理解している。

高岡委員：日本から輸出された廃鉛蓄電池に含まれる微量なヒ素が影響していたと理解してよいのか。

山本（鉛業協会）：資料1の2枚目の右下のグラフは、日本からの廃鉛蓄電池の輸出量であるが、2018年以前は韓国への輸出量が非常に多かった。もちろん韓国が輸入しているのは、日本からのみではないが、たしか二割から三割ほどは日本からの輸入のはずである。よって、日本から輸入された物を処理したスラグにも、一定量のヒ素が含まれていたことはほぼ間違いないと思料。

高岡委員：理解した。また、不適正ヤードについて、日本鉛業協会に入っている各社は不適正ヤード由来の廃鉛蓄電池を購入しないという方針を出されているということだが、これは何か拘束力のある取り決めなのか。

山本（鉛業協会）：正直などろ、購入しないという宣言まではできておらず、呼びかけをしている形。全く買わないとは言いにくい状況がある。不適正ヤードにおける様々な問題は、鉛業界全体にも関わってくる問題であるため、健全な運営をしていくという観点からも、やはりこの不適正ヤードの問題は我々としては避けなければならないと考え、呼びかけをしている次第。

寺園座長：補足すると、資料1の2枚目の右下のグラフで、我が国からの使用済み蓄電池の輸出量の推移が示されているが、2018年以前に10万トン前後は輸出されていた。一方、3枚目の鉛くずの輸出量のグラフで、2023年には20,000トンまで輸出量が増えてきている。2018年以前も、全ての国内の廃鉛蓄電池が輸出されていたわけではないため、十何万トンから二十万トン以上という量が国内で発生し、不適正輸出として数万トン程がバーゼル法の手続きを取ることなく輸出されているということかと思う。2017年のバーゼル法改正後、不適正な廃鉛蓄電池の輸出は抑えられてきていたが、周知が行き届いていないことや、自動車の電化等における海外でのニーズなど、いくつかの要因が絡み合っているかと思う。

肴倉委員：まず、不適正ヤードの規制が自治体レベルでは難しいというお話はその通りかと思うが、この不適正ヤードに関する規制は現在何の法律に基づいて行っているのか。また、鉛くずについてはバーゼル法の規制対象外という認識だがその理由は何か。さらに、鉛さいについては国内で適正に処分しているということだが、それは廃棄物処理法に基づいて行われているのか。鉛精錬の場合は鉛山保安法に基づくという話も聞くが、本件についてはあくまで廃棄物処理法という理解で良い

かお聞きしたい。

寺園座長：ヤード規制について、前回の議論でも千葉市あるいは川口市でヤードの規制条例ができているというお話があった。私自身も、千葉県のヤード条例に関わっていたが、最近は茨城県や埼玉県などの首都圏において、検討する自治体が増えているのは事実である。これらの条例は、廃鉛蓄電池のみを規制しているわけではないが、不適正なヤードにおける環境配慮が十分でない形でのスクラップの処理や、それに伴う騒音、振動などの問題、火災への対策を目的としている。2017年に廃棄物処理法において有害使用済機器という区分が新たにでき、廃棄物ではなく有価物であっても、保管や処分を行う人は業の届け、施設の届け等を都道府県にしなければいけないとなった。よって、その届出を受けたものについては都道府県が把握しており、不適正な場合は立入りを行える。このように、都道府県が前面に立って、不適正ヤードに対して一定の措置ができるようになったという経緯がある。ただし、前回議論したように、バーゼル法においては、輸出後でないと既遂罪とならず、未遂罪の規定も無いということで、不適正ヤードに対してバーゼル法は実質何もできない状態。ただし廃鉛蓄電池の輸出については、前回のバーゼル法改正で、環境大臣による確認事項を追加した経緯がある。

山田（環境省）：廃棄物処理法改正で有害使用済機器という概念を設け、それらを保管する施設について届出制にした。その有害使用済機器の対象とは、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の対象物として限定をしている。廃鉛蓄電池は、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の対象物に入っていない。

肴倉委員：鉛くずも有害使用済機器には入らないのか。

山田（環境省）：入らない。政令において、例えばテレビ、エアコンというように品目を列挙している形である。

寺園座長：私の発言で、廃鉛蓄電池が有害使用済機器に含まれるような部分があったが、そうではなかったのでお詫びして訂正したい。廃鉛蓄電池は有害使用済機器ではないが、以前からバーゼル法の規制対象の一丁目一番地として、不適正ヤードで見つかった場合はその後輸出されるかどうかを厳しく問われて、一時期はヤードで見つかることも減っていったと思う。ただし、有害使用済機器の区分ができるから、都道府県の立ち入り検査で廃鉛蓄電池がどの程度見つかって指導などが行われているかはよくわからない。家電と合わせて、輸出されるかどうかを含めて、うやむやな回答をされているかもしれない。

松田課長（環境省）：有害使用済機器については、平成29年の廃棄物処理法の改正で規定されたが、対象範囲が家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の対象物に限定されている状況。自治体には、立ち入り検査の権限等が付与されており、保管に関して基準に抵触して環境リスクがある場合は指導できる権限を持っているが、現場レベルでは上手く権限を使いにくいという事情もある様子。我々としては、現場の状況を把握した上で要すれば規制強化も含めて考えていく必要があると考えている。現在、有害使用済

機器についての届け出がされているヤードについての調査は行っているところだが、それだけでなく、条例を作った自治体の現在の取り組みの話を聞き、全国で不適正ヤードがどの程度存在していて、どういう環境問題があるのか、守備範囲を広げて実態把握をしていく必要があるのではと考えている。また、鉛バッテリーについて、ヤードで解体され輸出されている巣鉛、素鉛の元になる鉛バッテリーが適切に処理されているのかについて把握していく必要がある。廃鉛蓄電池を不適正な形で解体をし、巣鉛として取り出している実態が本当にあるのか、調査をしていく必要がある。我々も、色々と報道を見て、このような実態があるのでは、と懸念しているところ。廃鉛蓄電池の中には希硫酸も含まれており水処理がなされているのか、また、巣鉛から素鉛を作る場合に鉛の精錬における燃焼工程の中で排ガス処理が十分でなく外部に出てしまうと周辺への影響も懸念されるため、その点も調査していく必要があると考えている。令和7年に廃棄物処理法の改正見直しの時期が到来することも念頭に置きながら、追加すべき規制があれば検討していきたい。以上、環境省としてのスタンスをお話しさせていただいた。

寺園座長：今回はここまでとさせていただきたい。この後、非公開部分の議論に移ることとする。

（2） 廃鉛蓄電池の輸出先での処理に係る技術的検討事項について（非公開部分）

環境省より、廃鉛蓄電池の輸出承認に係る基準について説明した後、廃鉛蓄電池を海外に輸出した場合に考えられる、処理工程や残渣の管理方法について紹介した。また、輸出先国における法令の内容についても一部紹介した。

非公開部分については、本件について知見を持つ事業者も参加した。

質疑応答の概要は以下のとおり

- ・海外における処理工程について、また個別事業者の持つ技術について、委員の先生方よりいくつかの質問を受けた。
- ・海外と日本の処分場の違いについて、委員の先生方よりいくつかの質問を受けた。
- ・廃鉛蓄電池の輸出申請があった際に現地確認を行うのか、という委員の先生方の質問に対して、廃鉛蓄電池に限らず、バーゼル法における輸出申請全般において、バーゼル法に規定されている通り、現地確認を行う旨環境省より回答した。
- ・今回の検討会議で委員の先生方に回答できなかった部分については、次回、回答を差し上げることとした。

4. 閉会

環境省：本日予定した議事は以上である。有意義かつ活発な議論を賜り感謝申し上げる。本

日の議事録は委員への確認後、環境省のウェブサイトに掲載する。以上で第2回の検討会を終了する。次回第3回の検討会議は6月12日に行うこととする。